

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川南町長 宮崎 吉敏

市町村名 (市町村コード)	川南町 (454052)
地域名 (地域内農業集落名)	野田原地区 (野田原、上野田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、一部水田があるが、概ね畑地帯である。畑作は、大規模個人農家を中心に甘藷等の土地利用型作物が栽培されている。また、尾鈴北第2地区畑地かんがい用水を利用した施設ピーマンの栽培も行われている。農業従事者の高齢化、担い手不足が進んでいることから、耕作放棄地が増加しないよう持続的な農地の利用を図りながら、担い手の育成、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していくことが喫緊の課題である。

農業者:41人

主な作物:水稲、飼料作物、甘藷、施設ピーマン、ミニトマト、かぼちゃ、白菜、キャベツ

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、早期水稲やWCSの作付けに取り組む。畑作においては、地域の特産を目指し甘藷、施設ピーマンの栽培に取り組む。
担い手への農地集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、地域外からも確保することで持続的な農地利用を目指し、農地が耕作放棄地化しないように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	64.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	5.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域の農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
機械の大型化に対応するための農道の整備、排水路整備、畦畔除去等を含む区画整備等により、更なる効率化を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、農業後継者を中心に持続的な農地利用につなげ、新規就農者も取り込みながら、産地の維持や農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除、田植え、稲刈り、ロール作業は、委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①アナグマ等の鳥獣被害対策に関係機関と共に取り組む。
- ②特別栽培品目に認定されているさららピーマン栽培に引き続き取り組むとともに、品質の維持・向上を図る。
- ③作業時間短縮につながるドローン散布を推進する。